

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

フランチャイズ・ビジネス経営

前書き

ここ数年、台湾国内では起業ブームが盛んとなり、そんな中「フランチャイズチェーン」に加盟することは起業する者にとって便利な一つの手段となっている。フランチャイズに加盟することは、事前の市場調査や準備作業を短縮することができ、商標及びブランド既存する人気、経営のノウハウ、整備された流通経路、有利な値段交渉等を享有するメリットがある。しかしながら、加盟数の増加、フランチャイズチェーン経営方式の迅速な発展に伴い、営業範囲が各業種に亘り、加盟によって生じるトラブルも日々増加する傾向が見受けられます。本文では、台湾におけるフランチャイズ・ビジネスシステムの現状について簡単にご紹介する。

「加盟」とは

現在、台湾の法律において、フランチャイズ契約関係について関連する法令規範はなく、行政院公正取引委員会が 1999 年公布施行した『公正取引委員会がフランチャイザー（加盟事業本部以下「本部」と称する）の経営行為に対する規範説明』に基づき、関係案件を処理するのみである。

所謂加盟とは、公正取引委員会がフランチャイザー（本部）の経営行為に対する規範説明（以下「加盟規範説明」と称する）第 2 点の名詞定義の規定によると：

フランチャイズ経営関係とは、**フランチャイザー（加盟事業者）**は**契約方式**を通じ、商標又は経営技術等を**加盟店**の使用権利を与えると共に、フランチャイジーの経営援助或いは指導を見返りとして、**一定の対価を支払う**という継続性の関係を指す。但し、単に卸売価格に相当する或いは更に安い価格で商品又はサービス（以下「商品」と称する）を再転売或いは再リースする行為は含まない。

フランチャイザー（加盟事業者）とは、フランチャイズ経営関係において商標又は経営技術等権利を提供し、加盟店の経営援助或いは指導をする見返りに加盟店からその対価を徴収する事業を指す。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

加盟店とは、フランチャイズ経営関係において、フランチャイザーから提供される商標或いは経営技術等を使用すると共に、フランチャイザーの援助又は指導を受ける見返りに、フランチャイザーへ一定の対価を支払う事業を指す。一定の対価とは、加盟店はフランチャイズ経営関係を締結するため、フランチャイザー或いはその委託人に加盟金、権利金、教育訓練費用、商品、設備投資に支払う関連費用を指す。

「フランチャイズ・システム契約」締結する際の注意事項

一、審査期間

『加盟規範説明』第4点規定に基づく：

フランチャイザーは加盟経営に関する書面契約を締結前、取引相手方に**最低五日或いは各事案認定の合理的審査期間**を与えなければならない。前述の書面契約は、一式二部作成し、双方各自一部を保持する。また、フランチャイザーは提供を拒んではならない。フランチャイザーは前述二項目の規定に符合しなかった場合、取引秩序に影響を及ぼす場合、公正取引法第24条「本法律に別段の規定がある場合を除き、事業は取引秩序に影響を与えるその他欺瞞又は公正に欠ける行為をなしてはならない。」の規定に違反する虞がある。

二、情報開示の義務（契約のあらまし）

『加盟規範説明』第3点規定に基づく：

フランチャイザーは取引相手方とフランチャイズ・システムを締結する10日前、或いは事案認定の合理的な期間において、取引相手方に書面にてフランチャイズの重要情報を提供した者に対しては、重要情報を隠蔽していないとし、公正取引法第24条の違反を構成しないと認めている。

前項で言うフランチャイズの重要情報とは、例として下記の通りである。

1. 運営を開始する前の費用：例えば、加盟金、教育訓練費、商品、設備投資など関連費用。これら項目の金額又は見積金額等。
2. 加盟運営中の費用：例えば、権利金の算定方法、経営指導、商品或いは原材料の仕入など定期的に支払うべき費用。これら項目の金額又は見積金額等。
3. **商標権、特許権及び著作権等、その権利内容、有効期限、授權使用範囲及び各項の制限条件。**

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

4. 経営援助、訓練指導の内容及び方法
5. 加盟店が所在する営業区域にて同一フランチャイズ・チェーンを設置する経営方案或いは予定計画。
6. 全県（市）における同一フランチャイズ加盟店の数、営業住所及び前年度契約解除・中止した比率統計資料。本項目の営業住所は電子書類で行うことができる。
7. 加盟契約存続期間におけるフランチャイズによる制限：
 - A. 商品、原料、設備投資及び内外装についての提供条件に関する事項（指定の規格、供給業者又は工事請負業者のリスト）
 - B. 商品或いは原料の仕入項目及び数量
 - C. その他フランチャイズ経営関係の制限事項
8. 加盟契約の変更、中止、解除の条件及びその処理方法

前述情報の内、特に第 3、5、6 項規定について、フランチャイザーは加盟募集期間中において充分に開示をしなかったため、過去に公正取引委員会は、明らかに取引相手方にとっては不公平であり、取引秩序に影響を与えたとして、公正取引法第 24 条の規定に違反したとして処罰した事例がある。

三、競争を制限又は公平競争を妨害する行為を行ってはならない

『加盟規範説明』第 5 点規定に基づく：

フランチャイザーはフランチャイズ・システム関係を締結した後、その優越な地位或いは加盟店との依存関係を利用し、下記行為のいずれか該当する場合、公正取引法で定めた関連規定に違反する虞がある。

1. 差別待遇行為

フランチャイザーは、異なるフランチャイジー間或いは同一競争レベルの他事業に対し、正当理由なしに、価格、取引条件又は取引について差別待遇を行い、競争制限或いは公平競争を妨害する事実がある場合、公正取引法第 19 条第 2 号の「次の各号の行為が一つあり、競争を制限する又は公正な競争を阻害する虞がある場合、事業はこれを為してはならない：二、正当理由なしに、他の事業に対する差別的待遇の行為」規定に違反する虞がある。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2. 加盟店の取引行為を不当に制限

フランチャイザーは己の知的財産権を保護するため、或いはブランドイメージ、全体的な利益及びの名誉を守るため、加盟店に必要な制限を設けることはフランチャイズ加盟チェーン維持するためには合的な行為である。しかし、フランチャイザーはその優越な地位又は加盟店が己に対する依存関係を利用し、加盟店の事業活動に不当な制限を設けたり、フランチャイズ・チェーン業務の合理的な範囲を超え、競争を制限或いは公平な競争を阻害する事実がある場合、公正取引法第 19 条第 6 号の「次の各号の行為一があり、競争を制限する又は公平な競争を阻害する虞がある場合、事業を為してはならない：六、取引相手の事業活動を不当に制限する条件をもって取引する行為」の規定を違反する虞がある。違法行為として挙げられる行為を下記にて挙げる：

A. セット販売：

正当理由なしに、加盟店に商品を購入する際に、セットとして他の商品を購入するように要求することは、競争を制限又は公平競争を阻害する虞がある。

B. 取引対象の制限：

正当理由なしに、加盟店が販売する商品、設備投資、原料及び内外装請負工事等の業務をフランチャイザー或いは指定された業者より供給又は請負するよう強制することは、競争を制限或いは公平競争を阻害する虞がある。但し、供給元或いは請負業者のリストを提供するだけ或いは強制拘束力がない場合は、この限りではない。

C. 仕入数量の強制：

正当理由なしに、加盟店に強制に一定数量の商品、原料の仕入させると共に、返品を禁止することは、仕入量が加盟店の営業日数内に合理的に販売できる数或いは必要以上の在庫抱えさせるため、競争を制限或いは公平競争を阻害する虞がある。

D. その他不当な制限を行い、競争を制限或いは公平競争を阻害する虞がある場合。

四、その他

1. 守秘義務と競争禁止条約：

フランチャイザーは所持する知的財産権及び関連専門技術、ノウハウ、営業機密は加盟によって漏洩することを防止するため、加盟店及びそ

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

の従業員に対して営業機密を如何なる方法で第三者に漏洩しないよう契約の期間内、或いは契約終了後一定の期間内に、同性質の事業に従事することを禁じるよう規定する。

2. 商業領域の保障：

フランチャイザーは加盟チェーン店の経営領域内顧客が重複しないよう、通常一定の領域内その他加盟店と契約を締結しないことを保障している。

3. 顧客リスト資料の使用：

一般的に加盟契約内はフランチャイザーは加盟店に顧客リストの使用同意を規定するが、台湾において 2012 年 10 月個人情報保護法が施行され、当事者の同意なしに資料を収集、処理又はかかる資料を使用した、個人情報保護法に違反する虞がある。

五、関連法律違反の罰則

1. 公正取引法に違反した場合：

公正取引委員会は期限を定め、違法行為の停止、改善、或いは必要に応じ更正措置をするよう命じると共に、新台幣ドル 5 万元以上 2500 万元以下の罰金に処する。期限を過ぎても、尚も違法行為を停止、改善しない場合、違法行為の停止、改善、又は必要な更正措置をするまで継続的に新台幣ドル 10 万元以上 5000 万元以下の罰金を処する。

公正取引法第 19 条規定に違反した場合、公正取引委員会は期限を定め、違法行為の停止、改善、又は必要な更正措置をするよう命じることがでる。期限を過ぎても、尚も違法行為を停止、改善しない、又は必要な更正措置を行わない、或いは停止した後再び同様、類似の違法行為を行った場合、行為者に対して 2 年以下の有期懲役、拘留、或いは新台幣ドル 5000 万元以下の罰金を科、又は併科する。

前述の刑事、行政責任の他、公正取引法第 5 章の規定に基づいて損害賠償責任も負わなければならない。

2. 知的財産権保護関連法律に違反した場合：

A. 商標法：

違法行為に応じて、1 年から 3 年までの有期懲役、拘留或いは、新台幣ドル 5 万から 20 万元以下の罰金を科、又は併科する。

B. 特許法：損害賠償責任を負う

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

3. 営業秘密法違反した場合：損害賠償責任を負う
4. 民事上の権利侵害による損害賠償責任を負う

結論

フランチャイズ・システムは、19世紀半ばアメリカから起源とされ、後に世界各地まで発展し、その中では日本が最も目覚ましい発展を遂げ、台湾もフランチャイズ・システムが導入された後、台湾の経済発展成長に伴い、迅速に発展し続けている。その主となる原因は：フランチャイズ・システムは台湾独自の中小企業適用し、リーマンショック後失業人口が増加すると相反するように、起業ブームが巻き起こり、迅速に発展したパソコンネットワーク情報技術及びフランチャイズ加盟できる業種が多様化し、フランチャイズに加盟したい者は、自身の趣味、特技に適した業種を選択することができるようになった要素があったと思われる。

しかし、アメリカ、日本のフランチャイズ・システムの発展過程と比較すると、政府側はフランチャイザーの情報開示、フランチャイザー及び加盟者の権益関係について詳しく規範した関係法律を制定しているほか、事業主が自ら成立した協会アメリカのIFA（アメリカ国際加盟連鎖協会）、日本のJFA（日本加盟連鎖協会）が制定した自律規範も、事業主への自己管理に対して大きな影響力を発揮している。

これに対し、台湾は現行の法的規範では公正取引委員会が公布した『加盟規範説明』のみが処理原則で、数多くのフランチャイズに関する重大事項の規定（例えフランチャイザーの基本背景資料、破産記録、財務諸表、訴訟状況等）は明らかに不足である。自律規範に関しても、未だ事業主が共同認定し、遵守に同意する一定の概要はない。よって、フランチャイズ関係は双方当事者の契約に頼るしかなく、故に加盟契約を締結する際、自身の権益を守るため、各種業種別に応じて事前調査を行い、契約内容を詳細的に審査し、フランチャイザーに合法的な会社設立証明の提出を要求、商標、知的財産権等の登録証明、加盟費用（加盟金、権利金、保証金等）の支払方法及び契約期間未満による加盟中止の際の権利金、保証金の返還、フランチャイザーからの仕入れ価格及び数量の制限等詳細をきちんと取り決めることは、自身の権益を守るには重要なことである。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。